

平成 27 年 8 月 31 日

大垣市長 小川 敏 様

大垣市公営企業等審議会
会 長 池永 輝之

平成 27 年 6 月 29 日に貴職から諮問を受けた、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する、市民生活に直結した重要事業である。

当市では第5次変更認可に基づき事業が実施され、平成26年度末で普及率が97.2%、経常収支比率は122.8%であり、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

今後、水源地施設や老朽管の維持・更新を進めるにあたっては、引き続き安定した経営が維持できるよう、一層の効率化とサービスの向上に努められたい。

公共下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除を目的とした事業であり、安全・安心で快適な市民生活を確保する上で、なくてはならない都市基盤施設である。

人口普及率は、平成26年度末で86.6%となり、概ね市街化区域の整備が完了し、引き続き市街化調整区域の整備を進めているところである。

下水道使用料は、平成25年4月に4.8%の改定を行ったが、下水道使用料収入は伸び悩みの傾向であるのに対し、施設の老朽化による修繕や災害時に備えた耐震化の推進等に係る費用が増加傾向にある。

今回提示された使用料改定案では、改定率が9.8%であるが、市当局が消化ガス発電事業に取り組むなど、引き続き経営改善に努めていると認められることから、やむを得ない状況であり、妥当であると判断した。

さらに、井戸水を使用している場合の認定水量の見直しについては、節水意識の向上や節水機器の普及に伴い、使用実態と認定水量に乖離が認められるため、現状に即した見直しは必要である。

次に、特定環境保全公共下水道事業等については、使用料によって維持管理費が賄えない状況が続き、一般会計からの繰入金が必要としている。今回提示された改定案は、公共下水道事業と同率の使用料引上げであり、健全な経営のためにはやむを得ないと認め、妥当と判断する。

改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は周知期間も考慮し平成 28 年 4 月 1 日とされたい。

水道事業及び下水道事業は、市民生活や経済活動の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業である。

今後も、徹底した事務の合理化や経費の削減を図り、安定かつ健全な事業運営に努められることを、審議会の総意として強く切望する。